

設備等保守管理業務委託契約書

沖縄県立八重山病院院長 篠崎 裕子（以下「甲」という。）と _____
(以下「乙」という。) とは、沖縄県立八重山病院の設備等保守管理業務について、沖縄県
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、次のとおり委託契約を締結
する。

(総 則)

第1条 この契約書は、甲の保有する設備の機能及び施設の衛生的環境を常に最良の状態に保
持するとともに、安全かつ効率的に運用し、もって甲の事業活動の円滑な運営を図ることを
目的とする。

(委託管理業務の内容)

第2条 甲は、次の管理業務について乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 受電設備の保守管理に関する業務。
- (2) 電気設備の保守管理に関する業務。
- (3) ボイラーの運転に関すること。
- (4) 空気調和設備の保守管理に関する業務。
- (5) 給排水等衛生設備の保守管理に関する業務。
- (6) 建築物の維持管理及び修理に関すること。
- (7) 設備機械等、各種機器等の保守管理及び修理に関すること。
- (8) 職員住宅の管理に関する業務。
- (9) 防災センターに関する業務
- (10) 事務に関する業務。
- (11) その他甲が指示する業務。

(業務範囲)

第3条 甲が委託する管理業務の範囲は、別添「沖縄県立八重山病院設備等保守管理業務仕様
書」（以下「管理業務仕様書」という。）によるものとする。

(委託期間)

第4条 この契約による委託期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

(委託金額及び支払い)

第5条 委託料は総額 円（うち消費税 円）とする。

2 支払いは、月額 円（うち消費税 円）とする。但し、業務期間が1ヶ月
に満たない場合は日割り計算とする。

3 乙は、当月分の委託料を翌月7日までに甲に請求し、甲は当該請求に係る委託業務の処理
結果等を検査確認した後、請求書を受理した月の末日までに委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金の免除)

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託業務の処理)

第7条 乙は、管理業務仕様書により、第1条に従い善良なる管理者の注意をもって委託業務

を処理するものとする。

(検査)

第8条 甲は、委託業務の処理状況について隨時に検査し、もしくは、必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して、乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。

(機密の保持)

第10条 乙は、業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様とする。

2 個人情報の取扱いについては、別に定める「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(責務)

第11条 乙は、乙の従業員の健康、身元、風紀、衛生及び労働法規上の人事並びに厚生面の一切の責任を負う者とする。

(賠償責任)

第12条 乙は、乙の委託業務の実施に起因し、次の各号の事項が生じたときは責任をもってその費用並びに一切の処理解決にあたり、甲に迷惑、損害をかけない。但し、甲の責に帰すべき事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とする。

- (1) 甲又は甲の職員あるいは第三者に損害を与えたとき。
- (2) 甲又は甲の職員あるいは第三者との間に紛議が生じたとき。
- (3) 乙の過失及び勤務怠慢により、甲の施設、機械等に損害を与えたとき。
- (4) 乙の従業員又はその関係者が死傷したとき。

(用水電力その他の供与)

第13条 甲は、乙の委託業務の実施に要する従業員控室、用水及び光熱等を乙に提供するものとする。

(備品、工具及び消耗品等の負担)

第14条 甲は、乙の委託業務の実施に要する必要な備品、計測機器、工具及び消耗品について負担するものとする。

(服務)

第15条 乙は、甲と協議の上、指定した作業衣、靴及び名札を乙の負担において、その従業員に常時着用させるものとする。

(従事者名簿等の提出)

第16条 乙は、委託業務を遂行するため、その業務従事者の名簿及び履歴書を甲に提出するものとする。

2 乙は、従事者の異動又は履歴等に変更が生じた場合は、事前に甲の承認を受けるものとする。

3 甲が乙の従業員について業務上不適任と認める場合は、甲乙協議の上、乙はその処置を講ずるものとする。

(契約の解除)

第17条 甲乙いずれかの一方が、本契約の期間中に契約を解約しようとするときは、3ヶ月前に相手方に書面でもって通知するものとする。

2 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に違反したとき。
- (2) 第7条関係の業務処理に関し、不適当であると認めたとき。
- (3) 乙が本契約を履行しないと認めたとき。

3 前項第1号の規定により、本契約が解除されたときは、乙は委託金額の100分の3の金額を違約金として甲に支払うものとする。

4 同条第2項第2号及び第3号の規定により、本契約を解除されたときは、乙は甲にその損害賠償を請求することはできない。

5 本契約の契約開始日が属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

6 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責務を負わない。

(暴力団排除)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの通知を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第19条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関する個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第20条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(費用の負担)

第21条 本契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(契約の履行)

第22条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

(協議事項)

第23条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義等が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通作成し甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 月 日

石垣市真栄里584番地1

甲 沖縄県立八重山病院
院長 篠崎 裕子

乙

設備等保守管理業務委託契約書